

議会運営委員会理事会記録

令和7年8月8日（金）

杉並区議会

目 次

| | |
|---------------------------------|-----|
| 議会運営委員会理事会の会議記録について | 3 |
| 決算特別委員会について | 3 |
| (1) 設置及び構成について | 3 |
| (2) 正副委員長の選出について | 3 |
| (3) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について | 4 |
| (4) 資料請求について | 5 |
| 定例会の日程について | 6 |
| 一般質問における除斥の取扱いについて | 6 |
| 議員研修の開催について | 1 1 |
| 令和 8 年度議会費予算要望について | 1 3 |
| 傍聴規則の改正について | 1 4 |
| 標準市議会会議規則等の改正に関する情報提供について | 1 6 |

議会運営委員会理事会記録

| | | | | |
|---------------|-----------------|----------|------------------|----------|
| 日 時 | 令和7年8月8日（金） | | 午前9時58分～午前10時40分 | |
| 場 所 | 第3・4委員会室 | | | |
| 出席理事 （8名） | 理 事 | 脇 坂 たつや | 理 事 | 矢 口 やすゆき |
| | 理 事 | 山 田 耕 平 | 理 事 | ひわき 岳 |
| | 理 事 | 中 村 康 弘 | 理 事 | 奥 山 たえこ |
| | 理 事 | 田 中 朝 子 | 理 事 | 安 斉 あきら |
| 欠席理事 | （なし） | | | |
| 理事以外の 出席議員 | 議 長 | 木 梨 もりよし | 副 議 長 | 川原口 宏 之 |
| 出席理事者 | （なし） | | | |
| 事務局職員 | 事 務 局 長 | 秋 吉 誠 吾 | 事 務 局 次 長 | 村 野 貴 弘 |
| | 庶 務 係 長 | 田 口 昌 実 | 調 査 担 当 係 長 | 武 原 進 悟 |
| | 議 会 法 務 担 当 係 長 | 武 士 清 亮 | 議 事 係 長 | 蓑 輪 悦 男 |
| | 担 当 書 記 | 橘 川 敦 江 | | |

(午前 9時58分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、6月5日、19日の1回目、19日の2回目、24日、30日の5回分について事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《決算特別委員会について》

(1) 設置及び構成について

脇坂理事 次に、決算特別委員会についてです。

まず、設置及び構成について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 第3回定例会において決算の議案が区長から提出される見込みのため、昨年同様、決算特別委員会を設置することとし、構成員は議員全員としてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、決算特別委員会の設置及び構成については、説明のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、そのようにいたします。

(2) 正副委員長の選出について

脇坂理事 続いて、正副委員長の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 正副委員長の選出は、申合せにより、委員長は副議長会派から、副委員長は議長会派から選出しています。これでよろしければ個名を8月22日金曜までに事務局にお知らせいただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、正副委員長の選出については説明のとおりとします。

公明さんと維無さんの各会派は、8月22日までに事務局に個名をお知らせいただくようお願いいたします。

(3) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について

脇坂理事 続いて、審査方法・日程及び質疑持ち時間について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1-1を御覧ください。令和7年決算特別委員会の審査方法について(案)でございます。

1、審査期間は、正副委員長の互選及び各会派の意見開陳に要する2日間を除き8日間、2、審査区分は表のとおり4つのブロックに分け、議員1人当たりの各ブロック質疑持ち時間は、第1ブロックを5分、その他の3ブロックを6分とし、3、審査順序は記載のとおりでございます。4、審査時間ですが、昨年までの内容から下線部を変更しています。昨年までは午前10時から午後5時までを審査時間とし、審査最終日は午前中で終わる日程を組んでいましたが、昨年の3定最終日、10月16日の議運理事会において、審査が午後5時を超える日があることから、バランスよく平準化できないかという話がありました。これを受け、審査時間を午後4時40分までと変更しています。なお、裏面の質疑持ち時間については、記載のとおりでございます。

資料1-2は、以上を踏まえて作成した日程案でございます。

資料1-3を御覧ください。審査時間を算定するために作成した質疑持ち時間表の案でございます。終了見込み時間を表の上部に記載してございますが、審査を要する8日間全てにおいて午後4時30分から40分頃に終了するように作成しました。休憩や理事者入替えのタイミングもそれぞれ案に記載しておりますが、実際には進行状況により委員長が判断しています。

各会派別質疑持ち時間については、この後の協議で出た意見を踏まえまして改めて作成し、次回以降、再度御確認いただく予定ですが、参考のために御確認ください。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 言っていることは大丈夫ですよね。10月10日金曜日、いつもは午前中に終わっていたものを、これを大体4時40分頃までに、全部、毎日毎日を平準化していこうとい

う形の案になったものでございます。最近、やはり子育て世帯の議員の方も増えていたりして、どうしてもお迎えの時間ですとかそういったことを気にされる方も多くなったことも踏まえて、昨年の理事会でこういった意見が出たものを踏まえて提案しているものでございます。

それでは、決算特別委員会の審査方法・日程及び質疑持ち時間については説明のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 よければ、案のと通りの日程で考えていきたいと思えます。

(4) 資料請求について

脇坂理事 続いて、資料請求について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。決算特別委員会の資料請求について（案）でございます。

請求の提出方法は、LoGoフォーム、メール、紙による請求とします。同じ案件をLoGoフォーム、メール、紙で重複して請求しないようお願いいたします。受付開始は9月1日月曜午後1時からとし、期限はLoGoフォーム、メール、紙ともに9月9日火曜午後1時まで。LoGoフォームによる提出の場合は、指定されたURLへアクセスいただき、記入済みの資料請求書をアップロードしていただく方法か、LoGoフォーム上に準備したフォームに直接請求内容を入力していただく方法となります。提出の最終日は3定の初日でカウンターに傍聴者が来庁するため、積極的にLoGoフォームやメールを御活用くださるようお願いいたします。

資料請求書の原稿は、8月22日金曜日にLINE WORKSに掲載する方法で配付します。また、参考として、修正等があった前回の請求書をLINE WORKSで配付します。

ここからは事務局からのお願いになりますが、請求件数が多い傾向にあるため、請求内容の精査や、既存の統計資料等を御利用いただくようお願いいたします。

また、請求内容は疑義が生じないよう明確かつ具体的に請求をお願いするとともに、理事者の資料作成の期間が設けられるよう、可能な限り早期の提出をお願いいたします。

スケジュール（案）は、裏面のとおりでございます。

以上の内容を会派で共有いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

《定例会の日程について》

脇坂理事 次に、定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧ください。令和7年第3回定例会日程（案）でございます。

9月9日から10月15日まで、会期は37日間。9月9日火曜、初日は午後1時開会。2日から中日までは午前10時開会。9月16日火曜の中日は、本会議終了後、決算特別委員会の正副委員長互選。9月17日水曜から30日火曜まで、常任委員会並びに特別委員会を1日1委員会として開催。10月1日水曜から決算特別委員会を開催。10月14日火曜、議場において決算特別委員会の意見開陳。10月15日水曜、午後1時から本会議において議案上程、議決。以上の日程を提案させていただきます。

日程案については、本日の議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定です。

なお、資料に記載はございませんが、10月15日最終日は午前9時30分から議運理事会を予定しています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、第3回定例会の日程案については、この後の議会運営委員会において諮ることといたします。

《一般質問における除斥の取扱いについて》

脇坂理事 次に、一般質問における除斥の扱いについてです。

6月4日の田中ゆうたろう議員の一般質問において、懲罰特別委員会で審査中の懲罰事件に関する発言があり、その対応について協議をしておりました。6月19日の理事会では、除斥対象の事案に関する一般質問の今後の対応について協議を行い、ルール化するか否かを含め、会派に持ち帰って検討していただくこととなっております。

協議に入る前に、事務局から補足の説明をお願いします。

事務局次長 6月19日の議運理事会では、一般質問に除斥の適用があるか否かについては見解が分かれている旨を御説明した後、今後の運用等について御協議いただき、各会派持ち帰りとなっているところでございます。

資料4を御覧ください。協議の際に参考にさせていただくため、一般質問と除斥について、改めて解説書の記載をまとめた資料でございます。

1の(1)のとおり、一般質問とは、議員が行政全般について執行機関に対し説明を求め、あるいは事実または所信をただす行為を言うものでございます。執行機関に対していつでも質問し得るものでなければ到底その職責を全うすることはできないと解され、議員として当然の権利であると考えられています。

また、除斥の意義については(2)のとおりで、議員の職務が公的なものであり、公平性を要求されることに求められており、議員が直接の利害関係にある事件の議事に参与することとなる場合には公正な判断を下し難いこと、仮に公正な判断を下した場合にも、その判断の公正を疑われるおそれがあること、1人の力が会議の議事に決定的影響を与えることがあり得ることなどが制度を設けた理由だと解されています。

今後の運用についてですが、仮に一般質問にも除斥の適用があるとの立場で議会運営を行う場合、議員の質問内容が除斥に当たるか否かを認定し、その場で発言の制止や退場命令など具体的な対応を取ることは難しい面があると考えています。個々の議員に良識ある判断を求める趣旨から、議会運営申し合わせ事項の一般質問の項目などに一例として、「除斥事件が議長宛てに提出される審議が終了するまでの間は、除斥当事者は、その事件に関して質問を自粛する」などと明記することが考えられます。なお、資料の2枚目として、6月19日の議運理事会資料を配付しています。

これまでの説明や各会派からの御意見を踏まえ、改めて今後の取扱いについて御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 一般質問や除斥については、ただいま事務局から説明があったとおりです。

それでは、各会派から出た意見について報告をお願いします。

矢口理事 私たちの会派としては、一般質問は除斥の対象にならないというふうな形の結論になりました。議員の発言の自由の原則もありますし、そこに制限をかけるのは少し危ういのではないかなというところと、あと、一般質問に関しては事前に通告、質問の内容も含めて理事者と調整も入ります。そこで、もしその事件の当事者の方が質問する際に、内容が微妙だなとか、これはどうなんだみたいなところがあれば、そこは正副議長の事前の判断、確認なども含めて御調整いただければ問題ないのではないかなというふうに考えております。

それと、見解のほうでも除斥の対象になるという見解、もしくはならないという双方の見解がある中で、どちらか一方を杉並区議会として決定するのはちょっと危険なのじゃないのかなというふうなところもありまして、一般質問の場合は除斥の対象にならないというふうな形で意見をお伝えいたします。

以上です。

山田理事 私たちの会派としては、一般質問においても除斥の対象になり得るという意見です。特に、今回については懲罰事件についての除斥対象の議員が一般質問するというものだったんですけれども、特にこのことについて言えば、一般質問でああいう形で取り上げることによって、3番の全国市議会議長会でも書いてあるとおりになんですけれども、質疑を懲罰特別委員会という形でやっている意味をなさなくなってしまうたり、弁明というものがそもそも意味がないというものになりかねないと考えますので、除斥の対象にすべきではないかという意見です。

特に、実際にルールを実施するとした場合は、この事務局案として議運の申し合わせ事項に加えるというところでのよいのではないかという意見でした。

以上です。

ひわき理事 私たちの会派としても、除斥の対象にすべきではないかという意見でまともっています。

除斥の意義というものを考えたときに、やはり一般質問でこれを質問できる、取り扱うことができるということになると、除斥の意義がそもそも失われてしまいますし、先ほど山田幹事長もおっしゃいましたけれども、懲罰委員会というものを立ち上げて審議をしているということ、あと、そこできちんと弁明の機会を、特に今回は3回しっかりと設けているということも踏まえれば、一般質問においてこれが除斥されなければ、きちんとした審議がそもそも本会議においても成り立たない可能性も出てきてしまうなどというふうに思っておりますので、除斥の対象にすべきではないかというふうに考えております。

それから、先ほど矢口理事から事前にヒアリング等々、あと質問の通告等で把握できるのではないかという観点も、それはあるかもしれないなというのはあったんですが、とはいえ、やはり質問事項しか事前には提出しないということもありますので、質問の全文の趣旨全体で、やはり一般質問の中で除斥対象になる案件がそこに入っているかどうかというのを全て把握することは難しいのかなという、そういう側面もあるかというふうに思っております。

対応としては、申し合わせの中に明記していくことがよいかなというふうに思っております。

以上です。

中村理事 今回、事務局のほうで作成していただいた資料にもありますとおり、基本的に専門家の各種意見も賛否両論ありますと。それと、あと程度問題ですよ。一般質問で

どこまで言及するのか、触れただけでアウトなのか、質問の中に含まれるのか等々の程度問題という部分でも線引きが非常に困難であるということと、あと、先ほど来他の理事も言われておりますけれども、では現実に運用面において、その場で議長、副議長が瞬時に判断をして適切な行動を取れるかどうかということに対しても、非常に、これは結構難しい問題かなというふうにも思っておりますので、はっきり言いまして、除斥なのか否かというところをこの場でマル、バツ、100%、1かゼロかという判断をするというのは難しいんですけれども、ただ、では具体的な運用として、事務局のほうの資料4にもありますけれども、各議員がそういった趣旨もしっかり自覚をして一般質問を行っていくということで、それを申し合わせ事項に書き加えたらどうかということで、会派としてはそういう考え方に至っております。

奥山理事 シ杉としては、除斥の対象とはしないということです。そして、申し合わせ事項にも記入しないと考えます。

なぜかという、やはりこれは議会の自律権の範囲内でやるしかないと思います。となると、また同じようなことが起きた場合にはどうなるかという、この前私は議場でかなり大声でやじりましたけれども、あれを繰り返すしかないのかなと。事前に、やっぱり予備的に防ぐということはできない、すべきではないと思っています。困ったものだと思いますけれども、議員の皆さんは選良でありますので、自律権の範囲内でやっていくべきだと思います。

それからあと、質問通告の内容について、先ほど他の理事から言及がありましたけれども、杉並区の項目の書き方はかなり大雑把です。他の議会を見ても、かなり中見出し、小見出しぐらいまで書いた通告をするところもあれば、杉並区のように非常に大雑把であって、一体この人は何の質問をするのか外からさっぱり分からない。そのことも含めて、これまでの慣習でありますので、とにかく自律権で何とかしてほしいということです。

以上です。

田中（朝）理事 うちの維新・無所属は、先ほど公明党の中村理事がおっしゃったこととほぼ同じです。除斥対象にするかしないかの判断は非常に難しいところがあるだろう。でも、こういったことは多分今まではマナーとかそういう問題でやられていたんだと思うんですね。普通やらないでしょうと思われていたことが、そうじゃないことが起こってしまったということがあって今に至っているのだと思いますので、我が会派としましては、今後の取扱いのところで一般質問に対する申し合わせ事項の追記ですね。これは、要するにマナーの問題として書いておいたほうがいいのかという意見です。先

ほどほかの理事もおっしゃったように、一般質問に出た瞬間に議長、副議長がそれを瞬時に、これは除斥対象だということを判断するというのは非常に難しいのではないかと、後から言うことはできると思いますけれども、その瞬間に判断するのは非常に難しいのではないかとということで、申し合わせ事項に追記するということになりました。

安齊理事 私どもは、除斥の対象にはしないということです。

前回も私はちょっと言いましたけれども、今もいろいろ各理事の方から出ていましたけれども、最終的に判断をするとなると、どこかにその文言を書いて、そういうことはやらないというのは当たり前で、ちょっとそれを書くのも正直な話、杉並区議会としていかなものなのかなと。議員になる方がそういう、何か書いていないとやらないのかとか、書いたからいいのかとか、そういう話じゃないので、この辺はあまり明文化して書いたらちょっと、私からすると恥ずかしいかなと思いますので、やらないほうがいいのかなというふうに思います。

それと、あと矢口理事のほうから最初に、トップバッターからありましたけれども、通告制を取っていますので、今回も私なりにいろいろ聞いたら、理事者も答えるような話になっていて、その時点で議長も分かっている、理事者も答弁書をつくっていたということで、ある意味議員ががががががが騒いで、おかしいんじゃないかと、こういう話になっているんだけど、質問されているのは理事者のほうで、理事者はそれを受けるということでやっているわけなので、これはむしろ理事者のほうからそういう話が出てくれば別なんですけれども、理事者はそれで答える気があったわけです。

だから、そういうのを総合的に判断すると、やっぱり除斥の対象にすべきじゃないと思うし、そもそも論が、発言権というのはあるので、これは杉並区議会は正直いろんな方がいます。48人、私も変わっているのかもしれないけれども、その中で、いろいろと質問という議員が権利として保障されているものを、やっぱりこれはいろんな主張があるのは議会なので当たり前なんだけれども、制限するような話というのはよくないので、だから、そこに手を加えるというのはやっぱり慎重にならざるを得ないと思っていますので、そこも含めて我々は除斥はしないほうがいいのではないかとということでございます。

以上です。

脇坂理事 皆さん、いろいろとありがとうございました。

賛否両論があった中で、除斥について申し合わせ事項に明記をするという意見もありましたけれども、御承知のとおり、全会一致でなければこのとおりに明記できないので、今こういった意見が分かれている状況では、申し合わせ事項に記載をすることはな

いということで、そこについてはまず確認をしておきたいというふうに思います。

とはいっても、これに対する問題意識を本当にマナーとモラルというものだけでもって解決ができるのかというところについては、先ほど安斉理事や、また奥山理事からも発言がございましたけれども、確かに質問項目としては何々についてというような大項目、出ても中項目しか表には出てきませんけれども、実際には議長、副議長はもう少し細かな、どういった質問をして、どういった答弁をするのかということは事前に把握をすることができている。現実、そういった形の運用をしていますので、事前に目を通していただくなり、事務局等と議長、副議長が相談をしていただくことによって未然に防止できるところを防止していくということが現実的な、今できる対応なのかなというふうに思いますので、そうそう起こることではないと信じておりますけれども、仮にこういったことがまたある際には、そういった形の対応を正副議長にお願いしていくと。必要があれば、また私たちにも共有をしていただければいいなというふうに思っておりますので、この件につきましてはそういった形で議論を終わらせたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、そのようにしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

《議員研修の開催について》

脇坂理事 では、次に、議員研修の開催について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料5を御覧ください。政治分野における男女共同参画の推進に関する法律では、地方公共団体は、公選による公職等にある者に対する、いわゆるセクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメントの発生の防止に資する研修の実施を求めており、区議会が議員に対して研修をする必要がございます。同法は、令和3年6月に改正され、各自治体で研修が実施されてきたところではありますが、杉並区議会ではこれまでこの法律に基づく研修を実施していないため、まずは法定の研修を行うことを検討しています。実施の形式は対面集合型研修とし、皆様にお集まりいただいた上で、知見のある講師から講義をいただくものを考えています。実施の時期については、皆様が集まりやすいように例年12月上旬に開催される4定の特別委員会開催日の午後を予定しています。まずは資料のとおり研修を実施することについて、御意見を伺いたいと思います。なお、研修の実施について了承が得られましたら、講師の選定や日程調整等、実施に向けて具体的に調整を始める予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

奥山理事 質問なんですけれども、研修を聞いて終わりということになるとすると、その効果はどうかといったことが後ほど問題になるのかもしれないし、もしくはその後に皆さんがなさる、私たちがする質問や質疑の中で、ハラスメントに当たるようなことがあった場合には、あなたはちゃんと研修を聞いていなかったんですか、反省せよというふうに言うべきなのかもしれません。研修を受けて終わりでもいいんでしょうか。

事務局次長 まずは法定でやるように求められておりますので、こちらについては、まずはここからスタートしたいなと考えているところでございます。その後どうするかというのは、また皆さんで御議論いただければと思っているところでございます。

矢口理事 令和3年6月に改正されたとあるんですけれども、昨年末にハラスメントの研修というのをやりました。そのときには、これはもう施行されていたはずですが、法定でやるというふうな話にならなかったと思うんですけれども、なぜですか。なぜこのタイミングでやる、去年には間に合わなかったのかをお伺いしたいです。

事務局次長 各区の状況も見ていたんですけれども、去年は予算の要求ができていませんで、今年は研修の予算が取れておりますので、今年、ちょっと遅くなりましたけれども実施するというので、今回御提案したものでございます。

安斉理事 これは対面集合型研修と実施形式が書かれているんですけれども、これは対面型じゃなきゃ駄目なんですか。というのは、今、一般的な社会において、対面型じゃなくて、Zoomとかオンラインですよ。議会でも始めていますけれども、皆さんいろんな用事があつたりとか、ただ、オンラインなら出られるよという方もいるので、そういう意味では今までと変わったそういう研修で、こういうのは訓練もあると思うんですね。だから、多様な会議形態の開催ということで、私はせっかくこういうことをやるのであれば、今までと違った試みも少しそこに入れて、そこでもしかすると悪さ加減がいろいろ出てくると思うんですよ。例えば接続環境がよくないとか、そういうのもせっかくお金を使ってやるのであれば、今、オンライン会議というのは一般的にも結構主流になってきているので、ぜひこういう対面だけではなくて、そういう側面も踏まえて、実際にそういうことが48人でできるのかどうかというのもいろいろやっていますけれども、ぜひこの機会も捉えて、私は予算を張ってやるのであれば、そういうことも一環として、研修の趣旨とは離れちゃうんですけども、そういうことも確認するというすべでは、ちょっと工夫した開催も必要ではないかなというふうに思います。

これは意見です。

事務局次長 この方針で御了承いただければ、やり方については、また講師も含めて、今

いただいた御意見も踏まえまして検討していきたいかなと考えているところでございます。

脇坂理事 私からも1点いいですか。先ほどの矢口理事の質問に関連するんですけれども、法定で研修をやるということを去年の段階では事務局としては把握していなかったので予算張りができていなかったというのは、要するに、法律のアップデートに追いついていなかったということなのか、そこら辺のところはどういうふうに考えているんでしょうか。

事務局次長 すみません、そこまでちょっと追いついていなかったところがございまして、遅くなってしまったことは申し訳なく思っているところでございます。

山田理事 この法定の研修というのは、ほかの、例えば23区の議会はどのような実施状況なんでしょうか。

事務局次長 恐らくハラスメントの研修をやられているところは法定の部分が入っているのかなと思うんですけれども、昨年度で言うと8区の議会がやられてございます。

中村理事 先ほどの安斉理事の意見にも関連するんですけれども、この対面集合型研修だと日程がどうしても合わないという人も出てきますので、先ほどのハイブリッドとか、オンラインとか、あるいは場合によっては録画を残して一定期間いつでも視聴できるような形にするとか、そういうような形もぜひ検討していただきたいと思います。

事務局次長 その御意見についても検討していきたいと思っております。

脇坂理事 大体よろしいでしょうか。では、今各理事から出た意見も参考に、実施に向けて進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

《令和8年度議会費予算要望について》

脇坂理事 次に、令和8年度議会費予算要望について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料はございません。例年、8月末に開催される議運理事会で、次年度予算要望について区側から説明があり、併せて議会費に関する要望の提出について事務局から説明をしています。各会派から提出された要望内容についての精査や、業者とのやり取りに時間がかかり、例年どおり9月中旬を提出締切りに設定すると十分に調整することが難しいため、議会費に関しては例年より前倒しで提出をお願いしたいと考えております。

つきましては、令和8年度議会費に関する予算要望がある場合は、会派で取りまとめいただき、8月25日月曜までに事務局庶務係に提出いただければと思います。

なお、区側からの説明は、例年どおりのスケジュールを予定していると聞いてござい

ます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件については説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

《傍聴規則の改正について》

脇坂理事 次に、傍聴規則の改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料6-1を御覧ください。令和7年2月5日、全国市議会議長会において、標準市議会傍聴規則の改正が承認されました。これは平成3年以来の改正であり、時代の経過や社会情勢を踏まえ、傍聴環境を整備し、開かれた議会とするため、規則全般を精査し、所要の改正が行われたものでございます。

当区議会の傍聴規則は必ずしも標準に倣うものではございませんが、これを機に、標準に準拠し、傍聴人に分かりやすくルールを示すことで傍聴人が守るべき事項等が標準的なものであるとの理解を深めるとともに、傍聴環境の向上と円滑な議事運営を目指し改正を行ってはいかがかと考え、改正案を作成しました。

想定している主な改正内容は、1に記載の表のとおりでございます。特に、第3条の「傍聴席に入ることができない者」、第5条の「傍聴人の守るべき事項」については、基本的に標準に合わせる形で大きく改正を行っています。

資料6-2を御覧ください。こちらは改正案の内容を反映させた規則全文でございます。

資料6-3を御覧ください。標準市議会傍聴規則・杉並区議会傍聴規則対応表でございます。左の欄に、本改正の契機となった標準市議会傍聴規則を、その右に区議会傍聴規則の改正案を、その右に現在の傍聴規則を、一番右の欄には改正に関する説明を載せています。

改正案の第2条は、標準に合わせて傍聴券の提示について明文化したものでございます。

改正案の第3条を御覧ください。傍聴席に入ることができない者について、標準に併せて整理しています。

第1号の「銃器」の記載については、従前から標準にあり、都議会や多くの区議会でも同じような定めとなっているため、標準のとおりとしました。

第2号について、これまでもプラカード等を所持した傍聴人には声かけをしているところでございますが、標準に合わせて明文化したものでございます。

なお、「議場に現在する者」とは、議場にいる議員、理事者、職員などを示し、「示威的行為」とは、力や勢いを見せつけるような行為や、相手に対し圧力をかけるような

態度またはその様子と解しています。

改正案第5条を御覧ください。こちらは傍聴人の守るべき事項について、標準に合わせて整理しました。そのため、現行規則の柱書きに記載されていた静粛に関する記載は、改正案の第1号に定め直しています。また、現行の第3号に定めている帽子等の着用制限についてですが、現状、着用の理由をその都度傍聴人に尋ねていますが、非常に気を遣うところであり、傍聴人、事務局双方に負荷がかかっています。全国市議会議長会では、傍聴の機会を制限しない趣旨から本号を削除する改正を行ったことから、区議会においても同様の改正を行う案としています。

なお、本号を削除した場合は申し合わせ事項の第10章傍聴、第3服装について定めている、理由があれば帽子等の着用を認める取扱いに関する文言は削除することになります。

改正案第6条は、標準に合わせて現代的に分かりやすい表記に改めています。なお、「放送等」には動画同時配信も含まれるものでございます。

改正案第7条は、記載のとおり表記を改めるものでございます。

改正案第8条から第10条は、標準規則に合わせて、条文を整理しました。

別記様式のページを御覧ください。傍聴券の表面は現行どおりとし、裏面に注意事項について、改正案の内容を傍聴人に分かりやすい表現にして記載しました。

以上について各会派の御意見を伺い、必要な改正を行いたいと考えています。次回の議運理事会で各会派から出た意見を整理してお示しし、御協議いただけるよう、各条文の改正について御意見がある場合は8月20日水曜までに、この後お渡しする意見用紙を御提出いただきたいと思います。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。一旦よろしいですか。

では、持ち帰りということになっていますので、この件については次回以降も引き続き協議をしてみたいと思います。

ごめんなさい、もう1点私から確認をしたいんですけども、傍聴規則が変わると、あと申し合わせも若干修正が入るとするか削除が入るということでございますけれども、発令するのは議長の発令ということによろしいのか、そこら辺も事前に確認させてください。

事務局次長 こちらの傍聴規則については、議決の必要はございません。理事会の議論がまとまり次第、議会運営委員会に報告した上で、議長決裁で改正を行います。

申し合わせ事項については、また議運理事会、議運に諮るような形になろうかと思

ます。

脇坂理事 了解いたしました。

では、これについては以上といたします。

《標準市議会会議規則等の改正に関する情報提供について》

脇坂理事 次に、標準市議会会議規則等の改正に関する情報提供についてです。

地方自治法の改正等に伴い標準会議規則等が改正されており、当区議会の会議規則等にも影響する可能性があるかと考え、改正内容を事務局に確認してもらいました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 少し長くなります。令和6年2月8日、全国市議会議長会において、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の改正が承認されました。資料7を御覧ください。全国市議会議長会の令和5年度標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例一部改正に関する報告書から抜粋した標準会議規則等の改正に関する資料でございます。

改正の概要は1に記載のとおりでございます。情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法について、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関等が行う処分通知等は、オンラインにより行うことが可能となっています。デジタル手続法では議会を対象外とされていますが、令和5年の地方自治法の改正により、地方自治法に基づく手続についてはオンラインによる手続が可能となりました。

一方、会議規則、条例等に基づく手続は、デジタル手続法や地方自治法の対象外となっています。議会に関わる手続について、一括してオンラインによることを可能とする観点から、標準会議規則について、いずれの手続もオンライン化を可能とする改正が行われました。

改正の主な内容は2に記載のとおりであり、大きく3つの内容で構成されています。

1点目は、議会のデジタル化に関するもので、地方自治法改正の手続のオンライン化に関するものと、資料裏面のとおりに、今まで参考条例としていたオンライン委員会に関する規定を標準の本則とするものです。

2点目は、令和4年度検討会議での検討事項に関するもの、3点目は、その他として現在の社会情勢等に照らし改正が適当と判断された事項について改正が行われています。

議会手続のオンライン化の対象となる手続については、資料2枚目の31ページから記載されていますので、御覧ください。地方自治法改正の対象となる手続については、31ページに記載の9項目があります。裏面32ページからは、標準会議規則のうち、オンライン化、デジタル化の対象となる主な手続が25項目、標準委員会条例のうち、オンライ

ン化、デジタル化の対象となる手続が3項目記載されています。標準会議規則は、オンライン手続の対象となる箇所が多いため、各条文を改正するのではなく、「第九章補足」に各手続のオンライン化に対する通則的な規定を新設することで対応しています。

なお、実際にオンライン化、デジタル化を行うに当たっては、規定の整備に加え、それぞれの手続に適したオンライン化の方法や本人確認の方法、運用の見直し等を協議する必要があると考えています。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

脇坂理事 標準市議会会議規則等の改正の概要は、ただいま事務局から説明があったとおりです。

この件は様々検討を要することがありますので、いろいろ見ていると便利だなと思う反面、事務局のこれからの手続が大変になるだろうということも十分に予測されるところでございますので、本日は情報提供ということにさせていただきます。各会派の中でもお話をさせていただいた上で、今後、必要があれば改めて理事会の議題として取り上げ協議していきたいというふうに考えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、そのようにしますので、よろしく申し上げます。

本日の日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会します。

(午前10時40分 閉会)